

表彰基準（運輸支局長表彰）

1. 安全性優良事業所の認定を継続して10年以上受けている事業所であり、有効期限内であること
2. 表彰日直前の3年間、自動車事故報告規則第2条に規定する第一当事者又は第一当事者と推定される事故がないこと（富山運輸支局管内の他の事業所を含む）
3. 表彰日直前の1年間、行政処分を受けていないこと（富山運輸支局管内の他の事業所を含む）
4. 交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動等、定期的な運転者教育が行われていること
5. デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置されている車両の90%以上に装着され、運転者教育に反映していること
6. 安全性優良事業者認定により、荷主からの評価若しくは安定的な経営を確保していること、又は「運転記録証明書」を利用し個別指導に活用していること